総　務　委　員　会　記　録
【　速　報　版　】

令和８年９月25日開会

速報版

・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。

・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横　浜　市　会

開会時刻　午後３時38分

◎　**開会宣告**

○　**大桑正貴委員長**　　これより委員会を開会いたします。

初めに、私から一言申し上げます。本日は本会議を休憩し、本委員会に付託された議案について御審査いただくことになりますので、当局並びに委員の皆様におかれましては、その点御留意の上発言を簡潔にしていただくよう御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

――――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――――

◎　**市第44号議案の審査、採決**

○　**大桑正貴委員長**　　それでは、行財政局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままでお願いいたします。

市第44号議案を議題に供します。

市第44号議案　　横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の特例に関する条例の制定

速報版

○　**大桑正貴委員長**　　当局の説明を求めます。

○　**原田行財政局長**　　それでは、市第44号議案、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案の概要等につきましては、資料にまとめておりますので、この資料に基づきまして本日は御説明を差し上げたいと思います。

まず、１の制定理由を御覧ください。令和８年９月７日に前市長から市長の職を辞するに当たって、自身の現在の任期に係る退職手当を受給しない旨の意思が示されました。これを踏まえまして、当該退職手当を不支給とするため、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の特例に関する条例を制定するものでございます。

次に、２の概要についてですが、前市長の令和７年８月30日から令和８年９月７日までの在職期間に係る退職手当を不支給といたします。

３の施行日ですが、公布の日から施行し、令和８年９月８日から適用してまいります。

御説明は以上でございます。

○　**大桑正貴委員長**　　説明が終わりましたので、質疑等に入ります。

○　**横山正人委員**　　今回、退職金を不支給とするための条例制定を提案されているわけでありますけれども、横浜市の常勤特別職に対して、そもそも退職金を不支給とする方法、今回の条例制定のほかに複数あるかと思いますけれども、御説明いただきたいと思います。

○　**原田行財政局長**　　今回の特例条例をつくるほかに、常勤特別職の給料及び手当に関する条例においてただし書という規定がございます。これは平成22年当時に議会の皆様からの発案という形で制定をされたものでございますが、特別の事由がある場合に減額をすることができるという規定がございます。こういったものを使うことが可能でございます。

○ **横山正人委員**　今、御説明のとおり、議員提案によって条例改正を行って、ただし書をつけて不支給にする方法を別途用意したわけでありますけれども、今回は御本人からの申出があったので条例制定を取ったと、こういうことになるんだと思うのです。この２つの方法に関してなのですけれども、結果として違いがあるのか。それと併せて、別途１期目の退職金に関しての返還ができる規定も議員提案で条例改正を行っていますので、この整合性について御説明いただきたいと思います。

○ **原田行財政局長**　違いという点でいくと、まず今回提案を差し上げております特例条例というのは、委員おっしゃるとおり、本人からの意思に基づくものでございまして、これに基づいて、今回の場合は全額を不支給とするというものでございます。事由等については先ほど本会議でも御答弁申し上げたとおりでございますが、本人がけじめをつけるために辞職をする、その際に、退職手当を受け取る立場にはないというふうなことに基づくものということでございます。したがいまして、今回のいわゆる２期目の９月７日までの在職期間に係る退職手当について適用するものでございまして、委員の御指摘の例えば１期目への退職金への影響ということは、これとは全く別の問題ということで整理ができると考えております。

一方、ただし書を活用した場合ということですが、これは先ほど申し上げましたとおり議会のほうの発案で決めていただいたというものでございまして、基本的にはこの運用については議会のほうから発議をするというふうなことが当時の議論の中からすると前提になろうかと考えております。この場合には、本人の意思とは別に特別の事由がある場合に減額をすることができるということになりますので、今回のケースというのが特別の事由に当たるかどうかということを精査をしていく必要があると思いますし、その点でいけば、例えば１期目の退職金の取扱いなどに特別の事由の定義の使用によっては影響が出てくる可能性はあるというふうなものだと考えております。

○ **横山正人委員**　いずれにしても、１期目の退職金の返還請求については、これから行われる横浜市長選挙で新たな市長が誕生した後に、その市長の判断の下でどうあるべきなのかというところが議論されるんだと私は思っておりますが、今の御説明で言うと、どちらの方法を選んだとしても、１期目の退職金の返還には影響を及ぼさないと、こういう理解でいいわけですね。

○ **原田行財政局長**　今回の特例条例の場合には影響はないと先ほど御答弁申し上げたとおりですが、ただし書のほうについては、今回、特別の事由というものの定義の仕方によっては、１期目の退職金の返還を求める場合というのは、在職期間中に懲戒免職等の処分に相当する行為があったときと規定がされておりますので、今回の特別の事由というものがそれに値するものなのか、そうでないのかということによっては、１期目の退職金の取扱いに何らかの影響を及ぼす可能性は、現時点でなかなか難しいですけれども、ゼロではないと思います。

○ **横山正人委員**　御説明よく分かりました、仮にこれが一般職の局長なり部長なりがこれだけ長期間にわたって多方面に組織に対して影響を及ぼしていたと。多くの被害者が出ているということを勘案すれば、懲戒免職相当というのは当然起こり得る話だと私も思います。この間に、先ほど本会議でも井上委員御指摘いただいていましたけれども、私はぱっと考えただけでも、例えば第三者調査の費用で3,200万円、今回の横浜市長選挙で13億3,600万円、これはあえて申し上げますけれども、これは両方とも前の市長に請求するべきだと言っているわけではないのです。これは当然議会の議決に基づいて支出されていますので、これは横浜市の支出であるわけであります。ただ、そのほかに第三者調査への資料提出だとか、職員のアンケートやヒアリング、市会対応、資料作成、記者対応など、投入された職員の時間と人件費、それと国際会議がこの

速報版

間ありましたけれども、国際会議であったりとか、姉妹都市交流への影響とか、あるいはその対応の変更であったりとか、これに伴う横浜市の信用やイメージの低下、さらにはこれが一番大きな話ではあるけれども、ハラスメント問題に伴う休職者の発生であったりとか離職の増加、配置転換など、こういうことに関しても因果関係の調査を私は今後しっかりとやっていかなければならないし、この被害を受けた職員に対しても、名誉の回復であったりとか、職位の回復を行っていかなければ私はならないと思います。こういうことによって組織としての生産性が著しく低下したりとか、市政が停滞したりとか、こういったことも発生しているわけで、これは損害を金額で表せといったって、これは非常に難しい大きな問題ではないかなと思います。

これから市長選挙になるのですが、この間のインターネット番組などを拝見しても、前の市長が次の市長選挙にお出になるのは、もうこれは間違いないなと私も思いますし、聞き及ぶところによれば、あと数日後には出馬会見を行うという情報まで入ってきているのでね。これでようやく立候補する方々が出そろってくるんではないかなと思っておりますが、前市長が立候補されて選挙ということになれば、選挙の公平性をどう担保していくのかということも行政全体で考えていかなければならない問題だというふうに思います。その中で、私は広報よこはまの９月号の問題、これを取り上げたわけでありますけれども、これは今も図書館であったりとか地区センターだったりとか、９月号には前市長の写真とコメントが掲載されたものが配架されているわけですけれども、この取扱いはどのように考えてらっしゃるのですか。これは局長所管外だからなかなか答えづらいかもしれないけれども、副市長いかがですか。

○ **松浦副市長**　これは委員からも指摘をされている内容でございまして、９月の日にちは明確に覚えていないのですが、上旬に人事担当の部長会を開きまして、政策計画の名前として、各局に対して、今回の市長選挙というのは通常の任期満了の市長選挙と違う扱いになりますので、従来任期満了の選挙ですと、ある程度期間は分かりますので対応しますが、今回の場合は違いますので、しっかりと政策計画はこういう対応を取るので、各局においても、例えば配架しているものであればこうしてほしいし、あるいは民間の施設にあっても、そういう場合でも取扱いについては十分注意してほしいといった話を通知を出しておりまして、そういう対応を図らせてもらっているところでございます。

○ **横山正人委員**　私はなぜ広報よこはま９月号の問題を取り上げるかというと、この広報よこはま９月号策定の段階で、事務方はこういった事態を想定した上で、前市長に対して写真の掲載やコメントがないものも提案しているのです。にもかかわらず、御本人が写真とコメントは通常どおり載せろという指示があって載せたわけですね。これは私は当事者から聞いていますから、何ならその関係の方に当委員会においでいただいても私は構わないと思いますけれども、直接聞いていますんでね。こういった状況の中で、極めて異常な事態でこの広報よこはま９月号というのが全所帯に配布されているわけですよ。これは、私は様々な約５年間、いろんな問題を見聞きしていたけれども、最後にこれかと私は思いました。今回提案されている条例の不支給というのは、これ私は当然のことだと思いますけれども、これは１期目の問題について、私が先ほど申し上げたように、次の市長がどう判断するかということもあるし、これは財産権に関わる問題で、財産権というのは極めて基本的人権に関わる問題なので、非常に難しい問題ではあるけれども、条例改正をして１期目の退職金の返還請求をできる規定を市会独自に設けたわけですよ。そのときのリーガルチェックもちゃんとやっているわけでね。ここはしっかりと次の市長に判断をしていただかなければならないことだなと思っておりますけれども、副市長いかがですか。

○ **松浦副市長**　現在そういった条例がございますし、条文もありますので、どういった条文の解釈をしてい

速報版

くのか。もともと市長がこういった行為をすることを想定されていないようなところがございますので、弁護士の意見を聞きながら考えてまいりたいと思います。

○ **横山正人委員**　　もうその弁護士が市長になっちゃうんだろうな。

○ **井上さくら委員**　　今ちょうど横山委員がお聞きになった件、ちょっと確認なのですが、広報よこはまの９月号は、今現在生きているというか、９月ですから、それらが配架されていることをどうするのかというのが、今政策経営局として行う対応の話と、ほかも含めてどうするというのが、どうするのという点がはっきりしなかったのですけれども。

○ **原田行財政局長**　　申し上げます。先ほど横山委員のところでお答えできずに申し上げられませんでした。そこともつながると思いますけれども、現在、９月18日付で政策経営・国際戦略局のほうから、前市長が横浜市長選挙に立候補した場合の対応ということで、広報よこはまに関しては、９月号についてもちろん新たな配布は行わないのですが、窓口、あるいは横浜市ＰＲボックス等で配架中の配布物については全て引き揚げると。それから、ウェブ版に掲載をしております９月号については、市長コラムを削除するということ。それから、紙媒体の持ち帰り等を希望された場合には、市長コラムを削除したウェブ版を印刷をした上で御提供するという対応を今庁内に周知をしているところでございます。

○ **井上さくら委員**　　ではそれはごめんなさい、くどいけれども、区役所とか全てにおいてそれがなされるということで、今おっしゃったのは表明があった時点、告示とかではなく、表明があった時点でそれが一斉になされるということでいいですか。

○ **原田行財政局長**　　これは全局、区に対して前市長が立候補を表明された場合にということで通知をしております。

○ **井上さくら委員**　　なるほど、分かりました。ぜひ広報よこはまは非常に分かりやすい例だし、先ほど御指摘があったように、当局からは写真掲載ないものをという提案をしたにもかかわらず、本人がそれを拒絶してというか、無理に載せたんだとすれば、これも本当に重大な問題だと思います。これもちょっと所管が違うのかとは思うのですが、昨日の報道もありましたけれども、前市長が公選法違反の疑いが持たれるようなことを昨年の時点行っていたんではないかという告発がなされました。これも、もうすぐ市長選挙をそもそも迎えるわけなんだけれども、こういったことは選挙を前にしてあってはならないんだということは、松浦副市長、コンプライアンス総責任者としてで結構ですけれども、公務員の公正性、政治的中立ということは、最高責任者だからそういうことはあるのではないかと、私なども見ていて感じることもあります。でも、これは決して侵してはならないんだということは、しっかりやっていただいたほうがいいと思うのです。副市長たちも当然守らなければならない規範というのがあると思いますので、そのあたりをこの際はっきりしていただくということはできますか。

○ **松浦副市長**　　選挙があるたびに、各所属に対して、公職選挙法をはじめ、各種法律を踏まえてしっかりと公務員としての立場を遵守することを徹底しております。今回の市長選挙に当たりましてもそういった通知を発しておりまして、その徹底がなされると考えておりますが、昨日の会見の関係につきましては、市長選に伴うものというよりは、それ以前に行われた行為についての発信でしたので、今後十分注意していかないといけないと思っております。

○ **井上さくら委員**　　それは、ですから今も必要なことだと思うのです。ですので、そもそも昨日行われたその告発は、過去についての具体的な事例なので、それはそれでちゃんと調査すべきだというふうに思います

速報版

し、それから、これから今、市長選挙を控えている中で、改めて前市長がそれこそ出てくるかもしれないとなれば、現在の市役所の中に当然いろんな人間関係とか、それから情報というか、それらを場合によっては持ったままでいるのかもしれないということも考えられるわけですね。現に、第三者調査報告などを見ると、個人のスマホ、個人のアドレス、メアドで行政情報というか、公務に関するやり取りをしていたということも本人も含めて認めているということになると、それらの行政情報とか、あるいは書類とか、個人情報とかいうものを前市長が持ったまま辞職しているということはないのか、そのあたりというのはどういう扱いになっているのですか。

○ **松浦副市長**　そういったことがあってはならないと思っていますので、もしそういったことを前市長がこれから仮に市長選挙で表明されて利用している場合には、しっかりと法的な対応を求めていかないけないと思っております。

○ **大桑正貴委員長**　井上委員、少し議題と外れているんで、絡めてお願いします。

○ **井上さくら委員**　市長の辞職に伴うこの条例制定なんで、前市長の。それはあってはならないんだけれども、ごめんなさい、ちょっとだけ。市長が辞めたときには、それらの公的な書類とかは返還はさせているのですか。

○ **松浦副市長**　当然退職されたわけですから、持っているものについては市にしっかり返還してもらっているという前提でいると思います。

○ **井上さくら委員**　ごめんなさい、そんなにこれは続けませんけれども、建前としてそうでしょうという話ですか、それともきちんと、それこそアメリカの大統領選挙でもえらい問題になったぐらいですからね。だから、当然横浜市もそれはそうあるべきだということはそうでしょうけれども、現実問題としてちゃんと返還させているのか。決して私的に使ってはならないんだと、当然多くの情報を持っているわけですよ。私たちなんかにはアクセスできないような情報を持っているわけですよ。それらは、本当にアクセスができないようになったのか、返還もされたのか。そうあるべきという話ではなくて、それしているのかということは。

○ **松浦副市長**　私のほうで確認はできておりません。

○ **井上さくら委員**　これは確認してください。どなたなのか知らないけれども、ただコンプライアンス総括責任者である松浦副市長が確認していないというか、御存じないというのはどうなんでしょう。どうなのですかね。どうなのですか。よくないんではないですかね。

○ **原田行財政局長**　今の点、私のほうで確認をして、また報告いたしたいと思います。

○ **井上さくら委員**　ぜひそれは委員会にきちんと、どのような体制で実際にどうチェックされているかということを委員会に報告いただきたいと思います。

それで、今回の退職金の話ですけれども、先ほど本会議で市長がこの退職金を受け取らないとしたことの理由というのをお尋ねしたところ、平原副市長が直接聞いていないとおっしゃって、私はちょっとびっくりしたのですよ。退職金を受け取らない理由を確認したのかとお聞きしたところ、直接聞いておらず、マスコミに対して退職金を受け取る立場にないと言った、そのことをもって、責任を踏まえたものではないかと推測するみたいな話だったのです。ごめんなさい、松浦副市長、もう一回、松浦副市長もこの退職金を受け取らない理由は説明を聞いていないのですか。

○ **松浦副市長**　聞いておりません。

○ **井上さくら委員**　これはどういうコミュニケーションをしているのかなと思うのです。だって、こういう

速報版

議会に条例を出さなければできないような重大なことだと思うのですよ。にもかかわらず、その理由とか、どういう意味ですかとか、市長はいなくなっちゃうとしても、皆さんは残って議会に説明したり、市民に説明したりしなくてはならないわけではないですか。そうしたら、受け取らないということをどのように説明したらいいんだろうかと。議会にね。だから市長にどういう理由ですかと、そのとき普通に会話できないのですか。

○ **松浦副市長**　市長が８月28日に辞職の発言をされてから、そして９月７日に議会の承認をいただくまで約１週間ちょっとありましたけれども、もともとその退職金の問題については、８月13日の総務委員会で、冒頭に横山委員が御質問をされて、山中前市長自身が、自身の退職についてそういった条例の取扱いがあるということを認識されたなというふうに我々は思いました。市長が28日に辞職の申出をされてから、まだいつ議会の同意が得られるか分かりませんでしたけれども、今後様々な手続を市長が辞職に当たってされる際に、私のほうから政策経営の秘書部のほうには、退職金の取扱いについても市長の意向を確認しなくてはいけないのでということを28日以降、秘書部を通じて市長のほうに伝言してもらいました。その後市長からは、具体的に退職金の受領の有無について御発言がありませんでしたので、私のほうが何回か市長に会って、条例の説明であり、市長自身の御判断をいただかなければ、これは困りますということで、市長の意思をまずお伺いすること、これを優先的に行ってまいりました。

そうした中で、今日、平原副市長も答弁されていましたけれども、もともと第三者調査の結果の内容であったり、この間の総務委員会であったり、さらには報道等による市長に対するいろいろな報道も寄せられていて、市長御自身が退職金を受け取る立場にないといった発言もありましたことから、私のほうからは、あえてこれについてさらに理由を聞くということはいたしませんでした。

速報版

○ **井上さくら委員**　これはなぜやはり理由が必要かというと、つまり退職金を受け取らないということは、何らかの償いというか、そういうような意味があるのか、それとも、外聞というか、外聞を気にしてなのか、その辺もあると思うのです。だから、なぜ受け取らないんだろうかと。そこにもしかしたら申し訳なかったから、せめてこの930万円ですか、その分は受け取らないことで穴を埋めてくれと、そういうお気持ちも少しはあったのか。それぐらいのことが説明されないと、本来出すべきものを出さないんだから、出さないということをここで議論しているわけですから、その意味ですよね。その意味を私たちはどういうふうに受け止めて、これを出さないということを決定していいものかと思うのではないですか。

○ **松浦副市長**　繰り返しになりますけれども、13日、14日の総務委員会の中で、市長もいろいろ答弁されていましたけれども、一方では委員の皆様方からも答弁に一貫性がないといった御指摘もあって、そうした中で、市長の辞職の申入れがあって、市長自身が28日に辞職の判断をされました。今回の調査報告書の内容は非常に厳しい内容で、また、世間的にも社会的にも大変厳しい御批判がある中で市長自身が御判断されたということを思っていますので、私からはあえてその理由まではお聞きをいたしませんでした。

○ **井上さくら委員**　やはりごめんなさい、先ほど聞いたことにもつながるのですけれども、松浦副市長自身も率直な会話は難しかったのですか、前市長とは。

○ **松浦副市長**　仕事を進める上でコミュニケーションをしなくてはいけないことは、しっかりコミュニケーションいたします。ただ、同じ公務員として上司部下の関係はありますけれども、そういった関係で市長と同じように会話ができるかというと必ずしもそうではございません。

○ **井上さくら委員**　もしもそれなりにいろいろ迷惑かけたので、せめて930万円ぐらいは穴を埋めるという

気持ちがあるんだとすれば、なぜそれはでは２期目の分だけなんだろうかということになってしまうのです。先ほど横山委員もその１期目の分のことはどうなんだというお話がありましたけれども、パワハラの第三者調査の報告を重く受け止めたんだろうと。これも推測だから。推測で語られるところが非常に困ったものだと思うんだけれども、第三者調査報告はもちろんですが、昨年の８月以降の話だけではないわけですよね。それ以前の第１期のときに行っていたたくさんのハラスメントに関しても認定しているわけです。そうすると１期目のことについては、まるで不問に付すというわけには私たちもいかないわけですよ。だから、今回の２期目の分、13か月分だけだから930万円、13か月分を受け取らないということにするのはいいけれども、一体それはどういう性格なのだと。それで十分だという意味なのかということなのです。分かりませんということになるかもしれないけれども、１期目も含めてこれだけ問題があったんだということは本人は自覚していたのですか。

○ **原田行財政局長**　　今回は、８月28日の時点で本会議でも御答弁申し上げましたけれども、市長のほうから、第三者調査結果の内容あるいはその後の経過に鑑みて、市長との責任を踏まえて、けじめをつける必要があるというふうなことで説明が、これは副市長に対してあったというふうな御答弁を申し上げたと思いますけれども、それを踏まえて、９月７日に退職手当については受け取る立場にないというふうなことでございますので、あえて松浦副市長をはじめ副市長からこの退職手当については確認はしていないけれども、その意味合いとしてはけじめをつけるため、そういう意味では一定の責任を感じてということで捉えていただいてよろしいんではないかと。そういうことで、我々としてもあえてその詳細な確認までは、退職手当についてはしなかったというふうなものでございます。

それから、１期目の退職金については、そこの部分について、山中前市長が現在どのようにお思いかというのは正直私も分かりませんけれども、ただ、１期目の取扱いについては先ほど横山委員の御指摘にもありましたように、これから新市長が決まった後に、必要な法的な確認も進めながら、対応について検討していく必要があるというふうに考えています。

○ **井上さくら委員**　　貴重な税金ですから、930万円を払わずに済むということは、これはそのほうがいいと思いますので、賛成はしますけれども、しかし、そのお金の性格が、今のお話だと、直接退職金を受け取らないことの理由の説明はなかった。しかし、けじめという言葉で、市長を辞めるということに伴うお金だと。けじめ金なのかと。けじめって何なんだと、何に対するけじめがつくと思っているんだろうかと。これは私はそんなことでけじめなんかつかないと思うし、そこは全然、前市長は全く理解されていないなと。これで辞めて退職金を受け取らなかったからけじめだなんていうふうに誤解をされたら大変困るのでね。ですから、不支給の条例、今回の条例は賛成しますけれども、しかし、それによって、前市長が何かけじめに私たち議員が賛成したと思われては大変困るので、そのことはここで申し上げておきます。

○ **こがゆ康弘委員**　　１点だけ。第三者調査の結果、こうした結果を受けて、これは議会の中でもいろんな議論があったと思います。これはいわゆる不信任を出すのか、あるいは辞職勧告を出すのかという話もありました。ただ、市長自身が辞職を申し出たということで、非常に悪いイメージをつけずに退職をするということになりました。今回もこの不祥事、コンプライアンスの事案を考えれば、やはり退職金なんか受け取るのはおかしいではないかとみんな考えていたと思います。そのところで、自ら申出をした結果、こういうことになりました。結局、悪いイメージをつけないというか、自ら申し出たことでイメージの悪化を抑するような効果が生まれてしまっているということなのです。この条例をよくよく見ると、自ら申し出た場合も、こ

速報版

うして条例の特例をつくらなければいけないという非常に複雑な構造なのです。一方で、このただし書に書いてある特別の事情がある場合というのも、相当複雑な手続をしないと退職金の不支給というのはできないような仕組みになっています、今。これは、この条例の中に、不祥事の規定というのを詳しく規定をして、先ほどありましたけれども、しっかりこういう規定になったら退職金の不支給というのを自動的に判断できるようにしないと、自ら申し入れたということは、だったら許してあげようかみたいな、そういう雰囲気になっちゃうわけですよね。そうではなくても自動的にそういう仕組みをつくっておかないといけないと思いますので、これはやはり条例改正をしっかりとしていかなければいけない。先ほど来、けじめをつけるとか言っていましたけれども、けじめをつける以上にいいイメージをつけるようなことにつながってしまうので、ぜひ次同じような事例が起きるとは僕は思わないけれども、それにしてもそういうことが起きた場合には、しっかりと条例の中で規定をしていくんだということが、もしかしたら特別職に対する抑止効果にもつながる可能性もあるので、そういう条例改正というのが必要だと思いますけれども、どうですか。

○ **原田行財政局長**　　そういう趣旨で、平成22年当時にこのただし書というのができているんだというふうに私は思っています。ただ問題なのは、それ以来、運用実績としてはないものですから、具体的に特別の事由というものがどういう場合なのか、まさにそれは、今、こがゆ委員がおっしゃったような、そこを具体的にきちんと規定をすることによって条例改正をするまでもなくこのただし書をきちんと運用できるような形にするということが一定の解決策になるんではないかなと思いますので、そのあたりは考えたいと思っています。

○ **こがゆ康弘委員**　　条例の附則とかそういう部分で、具体的な事例なんかを提示をして、それに規定をする場合には自動的にということにしないと、もう条例がイメージづくりに使われちゃうような、そういうことも可能性としてあり得ますので、そういうことを御検討いただければと思います。以上です。

○ **大桑正貴委員長**　　他によろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○ **大桑正貴委員長**　　他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **大桑正貴委員長**　　それでは採決いたします。本件については原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **大桑正貴委員長**　　御異議ないものと認め、市第44号議案については原案可決と決定いたします。

――――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――――

◎　陳情第65号、陳情第67号、陳情第69号の審査、採決

○ **大桑正貴委員長**　　次に、陳情審査に入ります。

継続審査になっております陳情第65号、陳情第67号及び陳情第69号については。説明の都合上、３件を一括議題に供します。

陳情第65号　　市長の退職金の減額等を求める件

陳情第67号　　市長の退職金の減額等を求める件

速報版

陳情第69号　　市長の退職金の減額等を求める件

○ **大桑正貴委員長**　陳情の要旨等の朗読は省略いたします。

それでは各会派等の御意見等をお伺いいたします。

○ **黒川勝委員**　ありがとうございます。本陳情は、山中竹春前市長が市長の職を辞すると表明した後、９月３日付で提出されたものでございます。その後、９月７日に山中前市長より自身の退職手当を受給しない旨の申出があったことを受け、２期目の退職手当を全額不支給とする特例条例制定の議案が提出され、今、このような形で総務委員会としても条例の制定を決定したところでございます。その経緯を踏まえますと、陳情の目的は既に達成されたものと考えますので、我が会派といたしましては陳情の趣旨には沿い難いものと考えます。以上です。

○ **仁田昌寿委員**　ただいま黒川委員から経過が整理された御発言もございました。そのとおりの経過をたどり、第44号議案もこの委員会において可決をされたということをもって、これ以上の対応は不要であろうと思いますので、趣旨に沿い難いということで処理願いたいと思います。

○ **藤崎浩太郎委員**　我が会派としましても、ただいま市第44号議案の条例の制定が当委員会で可決されているという状況にございますので、この陳情３件につきましては必要ないと考えますので、趣旨に沿い難いということでお願いします。

○ **くしだ久子委員**　私どもも、先ほど説明にあったとおり、これまでの経緯もございますし、今回条例案も可決されましたので、今回の陳情に関しては趣旨に沿い難いといたします。

○ **こがゆ康弘委員**　我が会派も、条例可決のことで不支給ということになりますので、この陳情については、その趣旨が通ったということですから、今回は趣旨に沿い難いということにいたします。以上です。

○ **井上さくら委員**　この陳情は、まさに山中竹春市長のパワーハラスメントへの対処についてということで、１つは地方自治法100条に基づく特別委員会の設置が１番、それから２番が、市会の議決により山中市長の退職金の減額ないし全額不払いを求めるというものなのです。それで、１番のほうは市会運営委員会にかかって実施されないということになりました。しかし、この２番の山中市長の退職金の減額ないし全額不払いというのは、今日ですよ、今の退職金を不支給にするという条例が上程されたのは今日ですから。その前に市民は退職金を払わないでくださいというふうに議会に求めていて、しかも委員会にかかったのは、前回の常任委員会の９月15日のほうにかかったんだけれども、そのときに、条例提出の動きがあるということで、では一緒にやりましょうということになりました。しかし、時間的に言ったらば、この市民の皆さんが退職金を払うのはおかしいではないかという声を上げたことのほうが早いわけだから。こういった方たちの皆さんの声があって、前市長も受け取りづらかったんだろうと思いますよ。ですので、こうした市民の声はしっかり議会としても受け止めますということで、ぜひ採択とすべきだと思います。

○ **大桑正貴委員長**　他に御発言もないようですので、本件については採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **大桑正貴委員長**　それでは１件ずつ採決いたします。

初めに、陳情第65号についてお諮りいたします。

採決の方法は、挙手といたします。

本件については趣旨に沿うとすることに賛成の方の挙手を求めます。

速報版

（挙　手）

○　**大桑正貴委員長**　　挙手少数。

よって、陳情第65号は趣旨に沿い難いと決定いたします。

次に、陳情第67号についてお諮りいたします。

採決の方法は、挙手といたします。

本件については趣旨に沿うとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

○　**大桑正貴委員長**　　挙手少数。

よって、陳情第67号は趣旨に沿い難いと決定いたします。

次に、陳情第69号についてお諮りいたします。

採決の方法は、挙手といたします。

本件については趣旨に沿うとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

○　**大桑正貴委員長**　　挙手少数。

よって、陳情第69号は趣旨に沿い難いと決定いたします。

以上で、行財政局関係の審査は終了いたしました。

本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書等を議長宛てに提出いたします。

◎　**閉会宣告**

○　**大桑正貴委員長**　　本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会といたします。

閉会時刻　午後４時18分

速報版